

Title	五人組帳の形式
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.2 (1941. 2) ,p.185(41)- 206(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19410201-0041
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410201-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の中になくなる危険性がある。そこにこそ、經濟戦争における最も重要な時間と消耗の問題があるといはねばならぬであらう。武力戦であると經濟戦であるとを問はず、機先を制するといふことは、重要なことだ。われわれは、ストックと時の問題とに關する精密な考察を必要とするであらう。

(昭和十六年二月二日稿)

五人組帳の形式

野村兼太郎

徳川時代の農村資料のうち比較的多く残存してゐるものの一つは五人組帳である。又それは多くの學者に依つて早くから紹介されてゐる。従つてそれを基礎としての研究もかなり多く發表されてゐる。穂積陳重博士の「五人組制度論」を始め多くの法制史家がこれを論じてゐる。殊に穂積博士の勞作は明かにこの研究の礎石を提出するものである。最近隣保制度の再建と共に、再び五人組なるものが喧しく唱道されるやうになつた。又單に邦人學者間に研究されてゐるばかりでなく、外國の學者に依つても論著が公にされてゐる。Rudolf Schüffner, Die Fünferschaft als Grundlage der Staats- und Gemeindeverwaltung und der sozialen Friedens in Japan zur Zeit der Taikwa-Reform und in der Tokugawa-Periode (1938) の如きは最も新しき例である。

しかしこれらの研究が外國人のものはいふまでもなく、邦人のものと雖も、なほ五人組帳に現はれた五人組制度を研究したものであつて、實在せる五人組そのものが如何なるものであるかを十分に調査したものではない。加ふ

るにその素材となつた五人組帳をも十分に検討してゐない。そこに規定されてあるものが、恰も常に五人組においてそのままに施行されてゐたかの如く論じてゐる。徳川時代の法律制度が如何なるものであつたか、少しく同時代の研究に従事した者は直ちに気がつく筈である。極端にいへば、法律に規定されてゐることは殆ど實行されてゐないといつてもよいくらゐである。五人組帳前書、即ち五人組の規定が直ちに徳川時代の五人組制度の眞實と姿であると解することは出来ない。

又一口に五人組帳といつても、いろいろな種類がある。かつ今日遺つてゐるものの中には、實際に使用したものもあるし、單に何かの参考に筆寫したもの、習字の手本にしたものなどもある。それらの資料的價値はかなりに相違するものであり、一樣に論斷出来ないことは明かである。その形式も各自それぞれ異なつてゐる。

明治以降の五人組制度も形式においては關聯するところがあるが、實質上相異なるものである。その點については他日論及することとして、こゝでは徳川時代の五人組帳に限定する。本來五人組制度は武士及び町人にも存在してゐたのであるから、それらの五人組帳も存在する筈である。しかし實際にはその存するものが極めて稀であり、又その前書の内容も在方、即ち農民のそれとは著しく異なる(註)。故にこゝでは問題を地方農民の五人組帳にのみ限定する。従來の五人組制度研究の資料となつたのも、すべて地方五人組帳のみである。

(註) 武士の五人組帳中管見に入りしものは極めて少ない。次ぎに掲ぐるものは文政五年正月九日付五人組連判帳と題するもの前書であるが、藩名その他は不明である。湯野川善造組とあり、その内容から見て武士の五人組帳と推定した。そ

の前書の全文は次ぎの如くである。

「従先年度、被

仰出候御條目之趣違背仕申間鋪候、勿論博奕女色之交者不及申、總而酒食醉飽ニ至、身分を忘、不似合舉働仕間敷候、尤組合仲間之者無疎意相親、若不調法之儀於有之者、互に無遠慮異見を加ひ、不相用者有之者、不隱置急度可申出候、隠密仕、外方相聞候は、組合可爲越度候、仍毎月無怠慢寄合仕、諸事相互可遂吟味候事、

一、男女諸縁定同等以上は各別、以下江之取組は組合江遂内評、其上可及内約候、縦親族之取結たりとも、組合於不同心は不及異儀可致延引事、

その外同じ組の同年の「五人組帳」、安政三年正月湯野川庄司組「組付御扶持方五人組連判帳」及び安政六年正月湯野川半左衛門組「五人組連判之帳」等があるが、そのうち前書の存するのは安政六年の分であるが、前記のものよりもさらに簡單である。

御請狀之事

此度我々五人組相改、従先年被

仰出御法度道相背者於有之者、主人者不及申、面々召仕・門屋・借地・屋守等迄、遂吟味可申候、其上不作法ケ間敷儀及見聞候ハ、不見遁、一應異見を加へ、不相用もの於有之者、相互無遠慮及怠儀可申旨申合、其上にも致穩便、脇々露顯仕候ハ、其身者不及申、伍人組合之者共迄越度被

仰付候、爲後日仍如件、

その人員を見ると、何れも變動甚だしく、夥しく張紙を貼じてゐる。それらの點においても百姓の五人組帳とは趣きを異にしてゐる。なほ桑原三郎氏に「近世に於ける武士五人組制度について」(「軍事史研究」第四卷第一號)といふ論文はある

が、別段新しい資料を提供されてゐない。

要するにこゝに明かにしようとするのは、百姓五人組帳であつて五人組そのものではない。徳川時代の五人組を明白にする前提として、五人組帳の資料としての價値を一應検討しようといふのである。しかし未だ十分に資料の整理を終つてゐないので、取り敢へず五人組帳の形式について論じ、その内容についての研究は後の機會に譲るとにする。

二

五人組帳に種々なるものがあることは前にも一言したが、その名稱の如きも種々雑多である。

(一) 「五人組御仕置帳」「五人組帳」「五人組連判帳」「御仕置五人組帳」「五人組御改帳」「五人組書上帳」「御法度五人組書上帳」「五人組約定」「五人組證文」「五人組前書御條目」「五人組御改」「五人組御箇條帳」「宗門人別五人組御改帳」「惣百姓五人組連印帳」「御制禁被仰渡五人組帳」「御箇條仕置五人組帳」「宗旨御改五人組帳」「石高人別五人組御改帳」「五人組詰帳」「御公儀様御定五人組帳」「百姓五人組御改帳」等極めて區々たるものであるが、これらは何れも明白に五人組の名稱を附してゐるものである。

(二) 五人組の名稱はつけてはゐないが、五人組帳と同様のものがある。それらの名稱は、「御法度書」「御條目」「地方御條目」「御仕置條々」「條々」「諸國御料所諸百姓江被仰渡御書付」「御法度證文」等の如く、「一見法規集と解さるゝやうな名稱をつけてゐるが、實際には五人組帳の前書と同様の効果をもつてゐるものである。

(三) 上述の名稱に依つても明かであるやうに、五人組帳前書の内容を形成するものが、支配者の法規であり、従つて時代の推移するにつれて新しい法規を補充する必要を生ずる。さうした法規は特に五人組の連判を要求される。従つて五人組帳前書と同様、又は時にこれに代つて五人組の規定となる。この種のものには、「御趣意書」「御觸」「御條目連印帳」「取締方御請印形帳」「御請書」「御改革御改帳」「村中惣連判證文帳」「小前連印帳」「御趣意二附諸向取極議定書」「惣百姓連印御請書」「議定連印帳」「御改革御取締御條目」等種々雑多な名稱を採るが、大體五人組帳に准ずるものと見られ得る。その理由については、他日内容について詳論する時に述べることとする。

(四) 最後に上述の諸書と異なり、村民自體の發意に依つて規定し、五人組が連印してゐるものがある。それらは「村内取極議定連印帳」「議定書」「村法」「村内萬端取斗方規定」「取締規定書」「村法之帳」「村中議定連印帳」「村内規定小前連印帳」等の名稱を附してゐる。自治的な意味をもつ點においては、所謂五人組帳前書の上からの命令の規定とは本質上異なるものではあるが、當然當時行なはれてゐた法規に従ふものであり、又五人組帳の規定同様に村民の生活を制約するものであるから、准五人組帳として研究資料となす必要がある。殊にそれらは幕末期に多く見られ、従つて明治以降の五人組と聯關して考へる時に、特に有用となる。

以上の四種のうち(三)及び(四)はこゝでは直接の研究對象とする必要はない。(一)及び(二)を五人組帳の原資料と見てよい。これらの原資料はすでに多く印行されてゐる。穂積博士の「五人組法規集」には九十四種を算へてゐる。又名古屋控訴院編纂の「司法資料」第拾七號「愛知縣現存五人組文書集」には三十九篇の文書を蒐録してゐるが、

そのうち觸書的なもの、即ち第三に屬すべきもの七、雜篇二を含んでゐるので、事實五人組帳と見做すべきものは三十篇である。その外地方の民政資料や郷土史等に散見するものはいくつか存してゐる。

勿論これらの印行された諸資料も根本資料として重要なものであることは疑ひないが、唯その原資料となつたものが如何なる性質のものであつたか——この點については後に述べる——について明かでないため、その價值を幾分減ぜざるを得ない。例へば實際に使用したものか、他から轉寫したものか、單なる習字手本であつたか、それらの相違に依つてその資料的價值が著しく相違するからである。

今私がこの研究の直接の資料として使用せんとするものは、それらの印行されたものではない。かく特に當時のものを研究の基本として使用するのも、原資料と印行された資料との間には、上述の如き價値の相違があるために外ならない。私が今までに通り整理し終つた分は、第一種に屬するも百二十九冊、第二種に屬するも十六冊、合せて百四十五冊である。勿論その中には同一村同種のもが數冊存するものもあり、實際には百種内外に過ぎないが、大體五人組帳の性質を知るに足るものと思ふ。

三

前述したやうに一口に五人組帳と呼ばれてゐるものでも、その形態書式等は決して同一ではない。美濃紙に書かれたものもあれば、半紙のものもあり、横帳もあれば、長帳もある。要するにその多くが届け出されたものではなく、自家の控へ、又は副本として名主又は庄家の手許に保存されたものが大部分であるから、用紙その他が一定してゐないのであらう。

それについて第一に疑問となるのは、五人組帳は宗門人別改帳と同様に、毎年必らず届け出たものかどうかといふことである。今この問題を解決する前に、一應五人組帳の書式及びその種類について述べて置かう。

(一) 普通五人組帳の完備した形式のものは、劈頭に前書があつて、——前書の形式については後に述べる——その後五人組に分けて、各戸の人員について記載されてゐる。その各戸の記事は極めて詳細なものもあれば、頗る簡単に名前、性別、年齢のみを記したのものもある。詳細なものは各戸の身分別(名主・年寄・百姓・水呑・家借等)石高、牛馬數その他を記載してゐる。この場合「五人組人別帳」なる名稱を採るものが多い。又さらに各戸の宗旨、檀那寺の印形を附し、「宗門五人組人別改帳」として、全く「宗門改帳」と合同してしまつたものもある。

(二) 前書と五人組各戸主連印のもの。これには各戸については何の記載もない。唯各五人組別に當主の名が記されてゐるだけである。

(三) 前書と村役人連印のもの。この種のものは恰も(一)(二)から五人組各戸の記載を除去したもので、村役人から代官又は領主への請狀の形態を採つてゐる。

(四) 前書のみもの。寫しや習字の手本、又は領主代官等から雛形として與へられたもの、例へば有名な山本大膳五人組帳の如きがこれであるが、中には庄屋・名主などが、自家の控に保持してゐたものもある。資料としての價値は少しく割引を要する。何故ならばそれがどの程度まで實際に使用されたものか實證することが困難だからで

ある。

(五) 前書なきもの。このうちには、五人組人別改の如きもあれば、単に五人組各戸主名のみを記したものである。時には前書の代りに、次のやうな文句を記載したものもある。

差上申御請證文之事

一、天保七申年被 仰渡候五人組前書并ニ別段被仰渡之趣共、月々名主・組頭・惣百姓・小前末、ニ至迄爲讀聞、逸々承知奉畏候、若右ヶ條之内、聊たり共相背候者御座候ハ、何様之御科ニ茂可被仰付候、仍而惣連印御請書差上申處如件」

勿論この文言には多少の差違はあるが、その趣旨は略々同様である。これは要するに五人組帳前書の最後に記されてある御請けの文句のみを記載したのである。比較のため、一例を挙げると、下總國葛飾郡三輪野村嘉永四亥年の「五人組書上帳」には、

「右御條目之趣大小之百姓其外水呑等ニ至迄、村中之者不殘奉畏候、常々無油斷可吟味候、若違背之者御座候ハ、當人は不及申ニ、親類・縁者・名主・組頭・五人組ニ至迄、何様之曲事ニも被 仰付候、爲其村中相談之上五人組ヲ相極メ連判手形差上申候、仍而如件」

要するに五人組帳の前書が數十箇條に及び、毎年一々全文を認めて提出することは、無用でもあり、不経済でもあつたので、結局省略に附することになつたものであらう。

以上五種の形式のものが存在してゐるが、これを(一)實際に使用されたもの、即ち庄屋又は名主以下の捺印があり、届先の記されてゐるものと、(二)單に五人組帳前書のみを記したものと、(三)五人組の組分けのみを記したり、

又は名主の参考とした控書とに分かつて觀察してみると、上述の如き五種の五人組帳が発生して來た所以を推測することが出来る。それは又五人組帳は實際に領主又は代官に届け出たかどうかといふ問題に答へることもなる。

四

徳川時代の農村が最寄り相依つて五人組を構成させてゐたことは明かであり、訴訟その他の場合に、名主・年寄等の村役人の名と共に五人組の代表者がその名を連ねてゐることは事實であるが、五人組が日本全國に互つて構成されてゐたかどうか、又どの程度まで組織化されてゐたかについては多少疑問となり得る。五人組帳を毎年届け出た村のあつたことは、すでに上述せる資料を以つても認められるが、又村に依つては五人組帳納付の諸入用を記載した帳面が残存してゐる。一例として、武藏國都筑郡大柵村の名主が同村外山田村、大柵下山田村、牛窪新田、合せて四ヶ村の宗門人別帳・夫錢帳・五人組帳納付のため、江戸出府の入費を記載したものを紹介して置かう。元治二丑年三月のものである。

丑三月十八日出府		腰掛入用紙代共
一百四十八文	晝 食	一九十二文 百文渡ス
一百三十貳文	湯せん 髪結せん、そば	一貳 百文
一四十九文	わらし	一六 十文
十九日		廿 日
一六十八文	半紙 一帖	一貳 百文
五人組帳の形式		一六十八文
		腰掛 入用
		晝 食
		一六十八文
		四九 (一九二)

五人組帳の形式

五〇 (一九四)

一七十貳文 歸り茶漬
 一四十四文 わらじ
 一百文 溝ノ口、茶づけ
 一回だけでは濟まなかつたと見へ、續いて再度三度目の出府入費を記載してゐる。

三月廿六日出府

廿九日

一四十八文	青山晝食	一四十八文	腰掛入用
一五十六文	湯せん、髪結せん	一四十八文	魚 徳
一六十四文	そ ば	一四十八文	魚 徳
廿七日		一四十八文	魚 徳
一貳百文	魚 徳 晝	一四十八文	魚 徳
一百文	腰掛入用紙代共	一四十八文	魚 徳
一百文	茶 づ け	一四十八文	魚 徳
一十六文	ゆ せ ん	一四十八文	魚 徳
廿八日		一四十八文	魚 徳
一三十六文	西ノ内	一四十八文	魚 徳
一五十二文	腰掛入用	一四十八文	魚 徳
一貳百文	魚 徳	一四十八文	魚 徳
一六十文	そ ば	一四十八文	魚 徳

四月十日
 一七十七貳文 三軒茶屋晝
 一貳百文 魚 徳
 一三十六文 魚 徳
 一五十六文 魚 徳
 一五十六文 魚 徳

十一日

一廿八文

見付前

一貳百文	魚 徳	一廿八文	見付前
一五十六文	しがらき	十四日	
十二日		四月十日	
一貳百文	魚 徳	一四十八文	腰掛入用紙代共
一三十二文	ゆせん、かし代	一四十八文	宿 拂
一六十文	そ ば	一四十八文	茶 代
十三日		一四十八文	下 代
一三十六文	腰掛入用	一四十八文	日本橋ニ而晝
一貳百文	魚 徳	一四十八文	白銀茶つけ
一四十八文	兩國ニ而茶づけ	一四十八文	溝口うとん

最後のところは四月十五日の日付を落したのであらう。「日數十三日掛り」と記してゐるのを以つても明かである。何故三回出府しなければならなかつたのか。これらの村がいくつかの領主の入會——即ち數給に分かれてゐたためかも知れず、又五人組帳・宗門帳・夫錢帳を一度に出さずに、別々に三度に納付したのかも知れない。何れにしてもこれらの村々は五人組帳を納入する義務を負はされてゐたことは明かである。

それならばすべての村が五人組帳納付の義務を有してゐたかといへば、それは斷言しかねる。宗門帳の方は兎に角幕府に宗門方の奉行もあり、諸大名が自領の宗門改めをなし、その結果を届け出る規定もあつた。「歴史と生活」

五人組帳の形式

五一 (一九五)

第四卷第一號所載「切支丹宗門改め」参照。これに反し五人組の方にはさういふ嚴重な規定はない。各領主も宗門奉行に依つて領民の宗旨を年々調査してゐるが、五人組の方は別段特殊の監督機關は設けてゐない。従つて五人組がどの程度まで嚴重に實施されてゐたか、大いに疑問となる。

こゝで一宗門改人別帳と五人組人別帳とを比較して見よう。兩者の形式は殆ど同様である。唯前者が寺院の證印を有し、禁教を信仰しないことを誓約してゐるのに對し、後者は五人組に各戸を配し、五人組規定を遵守する旨を誓約してゐる差があるばかりである。その他内容に多少の精粗の別はあるが、それは村村に依つて異なる。もし毎年この同じやうなものを二種作ることは、甚だ無駄なことであると考へたなら、届け出る分は假令二冊作製するとしても、控への分は一冊にしてしまふのは自然である。従つて前述せる名稱のうちに、「宗門人別五人組帳」といふやうなものが出来たのであらう。かつ残存せる資料についても、「宗門人別改帳」は「五人組人別帳」に比して、比較にならぬほど澤山にある。後者はむしろ稀であるといつてよいであらう。

要するに「宗門人帳改帳」と「五人組人別帳」とは最初はそれぞれ別箇に作製したものであらうが、やがて人別改めは宗門帳の方に一任し、五人組別方は人の帳を省略し、單に戸主の連印、又は五人組帳連印、又は村役人連印の形式に變化していつたのであらう。かつ前述の如く、前書も省略されて、最も簡単な形式を以つて提出されるやうになつたのであらう。

かく簡略化されたことは、明かに五人組帳が政治的にさまで重要と認められてゐなかつたからであらうが、それ

でも幕府直轄、即ち天領又は旗本領にあつては、かなりの程度この制度の維持獎勵が行なはれてゐたやうである。前掲の五人組帳納付の記録のある大棚村も天領と旗本領が入交つてゐる村である。又今日残存する五人組帳前書の詳細なもの多くは天領又は旗本領である。各大名領、殊に外様大名領にあつては、かなり後年まで、寶曆・明和の頃にさへ五人組の存在すら覺束なく、まして五人組帳の如きは作製されなかつたところさへあつたやうである。概していへば譜代大名領にあつては、幕命に忠實であつたやうだが、それでも五人組帳前書は比較的簡略なものが多

い。ある特殊の場合、例へば君主が自己の領内に五人組制度を施行普及して、これを政治的に利用しようとしたやうな場合には、特に詳細な規定が設けられたことはある。即ち庄内藩や米澤藩の如きがそれであるが、それとてもどの程度まで實行され、どのくらゐ續いたか、かなり疑問である。

米澤藩で上杉治憲が藩制改革に努力し、その一手段として伍什組を形成せしめたのは有名な話であるが、最初に「五人組帳を仕立村々の掟に可致事」と命じたのは明和八年である。然るにそれより三十年後の享和元年になつてもなほ十分に行なはれなかつたと見へ、有名な伍什組合の規定を發布したのである。その序言に、

「是迄も組合は有之といへども、頼母勲定も聞へず候に付、此度改めて伍什井に近隣五ヶ村の組合被仰出候」とある。以つてその状態を推察するに難くないであらう。

鳥取藩の天保十一年と推定し得る御觸書中に、五人組について次のやうな一條がある。

「一、五人組合之作法御郡ニ寄、等閑ニ相心得、名聞之姿ニ相成候向も有之様相聞候、五人組合之儀者御貢物初、村方諸事締合之根元ニ候へ者、以來急度相改、人別身元之上中下を取調、甲乙無之様、年々割替組合可申候、上人斗り組合、又者中人、下人斗り組合候者、村役人可爲越度、委細文化十二年被 仰付候通之仕法、急度相心得、帳面嚴重ニ仕立、御定之通り毎年五月中ニ宗旨庄屋可差出事。」

これに依れば、同藩では文化十二年に何らか五人組に關する詳細な規定を作つたにも拘らず、間もなく名ばかりのものとなつてしまつたらしい。右の觸書にしてもその後どれほど遵守されたか疑問である。

かうした例はなほ多く擧げることが出来るが、概していへば寶曆・明和頃から幕末にかけて、一部に急に五人組制復活がいはれてゐる。かの幕府の代官山本大膳の五人組帳にしても天保七年の板刻であるが、このことは又徳川時代の五人組制度の本質を物語るものである。その點についてはなほ前書の内容を分析する際に譲る。

要するに五人組帳の届け出や、その前書の内容の變化は一にその時その所の爲政者の如何に依つてきまるものといつてよからう。従つて同じ土地の五人組帳にしても、時代々々に依つて異ならざるを得ない。上述したやうに五人組そのものの政治的意義は宗門改め制度のやうな特殊の重要性を有してゐないから、漸次に簡略になり、前書は分離され(註)、單に名主又は庄屋の手もとに置かれ、終には名ばかりのものとなるのであるが、そこに特殊の注意を拂ふ爲政者が出ると、又急に嚴重に規定されるといふ傾向を有してゐる。

(註) 前書だけが名主又は庄屋に保存されてゐることが何ら實效のないものであることは、當時の百姓の知的状態からも容易に推測し得るが、それについて米澤藩明和八年の郷村動方心得(池田成章、隱山公世紀八九頁より)には面白い注意が

してある。

「讀まず書かずの百姓に候へば、讀み書きの事は、石に木を植へ候も同じ事に候へば、無用の事にも候得共、教の本無之時は、教ゆる人も習ふ人も手依るべき道無之候、依之百姓を導き候目當を拵へて、此を五人組帳と名付、村々所々に渡置き可然候、左候へば子供の今川狀を讀み候様に五人組帳を教へ候て、目に觸れ耳に觸れ居候時は、後年村々の教に可相成候、年中村々へ數多の役人等群れ入て口々取々に申渡候ては、却て百姓の心を迷はし、行くへき道にも踏違へ、禍の元にて候、依之教へ候儀を簡條に相記し置可然候。」

五人組帳を習字の手本にさせたのも同じやうな考へからであらう。さらに少し後に、

「右前條に相記し候通、百姓身持行跡を盡く五人組帳に認め、夫を目當に奢を制し、農業を勧め可然候、然し五人組帳を渡置候迄には、中々行届ざる事に候、是に於て小扱か木遣をして百姓を導き候義大事に候云々」

單に五人組帳を作り、規定を嚴重にしてあげば、實行されたと思ふと、大變な間違ひである。

故に同一村落に年代に依つて違つた五人組帳の存することは勿論であるが、それが必ずしも漸次にその法規が改善發展してゐるとは限らないのである。今一例として下野國都賀郡上泉村の例をとらう。同村の五人組帳は正徳六年(享保元年)、寶曆九年、明和二年、同四年、安永七年、天明六年、文化九年、同十二年、同十四年、同十五年の十冊残つてゐるが、そのうち五人組帳前書の存するものは正徳六年、寶曆九年、明和二年、明和四年、安永七年、文化十五年の六冊であるが、明和二年以下は全然同一であるから、結局三種になる。全文を紹介することは煩雜であるから省略に従ふが、正徳六年の分は前書のみ存し、五十六條から成り、相當詳細な規定である。然るに寶曆九年の分になると、その規定は僅かに八ヶ條で、しかも五人組に各月主を組分け印形をなした後に記されてゐる。さ

らに明和二年の分になると十九ヶ條に増加はしてゐるが、一般に比較して頗る簡單なものである。但しそれは五人組人別帳と稱し、各戸人別を詳細に記載してゐる。明和二年以下すべて同様である。これに依つて見れば、上泉村においては前書は初期の方が詳細で、末期に簡略になり、五人組人別取調べは末期の方が喧しかつたといふことになる。

上泉村は古河藩に屬するが、右三期について見ると、それぞれ領主を異にしてゐる。即ち正徳六年の領主は本多中務太輔、寶曆九年は松平周防守、明和二年以下の分は土井大炊頭となつてゐる。故にこの場合には領主の異なることに依つて五人組帳に差違が生じたといふことが出来る。

さらに今一つ天領についての例を採つて見よう。武藏國豊島郡角管村の五人組帳は元文三年、寛政六年、享和三年、文化四年、文化十一年、慶應二年の六冊残つてゐる。その外正徳三年の「諸國御料所諸百姓江被仰渡御書付寫」と題し、總百姓連印のものが残つてゐる。これは五人組帳前書に准すべきものではあるが、こゝでは暫らく論外に置く。

元文三年の分は表紙に「元文三年五人組帳」と記し、武州何那何村とのみ記し、角管村と明記してゐないが、前書の後に角管村惣百姓の連印がある。従つて同村同年の五人組帳と見てよからう。第一條は「前々従公儀被仰出候御條目之趣云々」に始まり五十七ヶ條である。寛政六年の分は「兼日(而)被仰出候通り云々」に始まり七十三箇條である。名主・年寄の村役人のみ連印してゐる。享和三年、文化四年、同十一年の三冊は前書なくして、五人組分け

に各自連印せるもの、慶應二年の分は前書のみを寫しであるが、寛政六年の分と同様で、唯最後の一箇條が省略されてゐる。(なほ中程で一箇條略されてゐるが、これは筆寫の際脱落したものと考へられる)。

以上に依れば天領においては、大體五人組帳前書が整備され、一つの形式に定まつたやうに思はれる。角管村において元文三年の代官は柴村藤右衛門、寛政六年以後は大貫次右衛門であつた。この兩者の採用した五人組帳はその系統において相異なるものである。こゝでも代官、即ち支配者の相違がその採用する五人組帳を異にするといふことが出来る。五人組帳の系統については、先づその外形から見た點だけを次ぎに略述して置かう。

五

五人組帳は元來支配者が自己の百姓統治に便宜のために作成されたものであるから、法令の禁令の集成となることは當然である。従つて幾多の五人組帳が何れも似寄つたものになるのも自然である。しかし徳川時代のやうな各地の風俗慣習に相當隔りのある場合、同一條目を強制することは、かなり困難であるが、それにも拘らず公儀の法度は法度として兎に角五人組帳に記載せしめたのである。その實行如何は別問題である。それでも各土地柄に依つて特殊の規定を必要とするから、時にその地方だけの規定の存する場合もある。しかし今はそれらの内容についての問題には觸れずに、外形からだけ見ると、大體三つの種類に分けることが出来る。

第一種のもはその第一條が「兼日(而)被仰出候通り大小之百姓五人組を極置」に始まるもので、第二種は「前々従公儀被仰出候御條目云々」に始まるもの、第三種はその他雜である。この第二、第三は内容はかなり區々であ

るから、結局最も系統を溯源出来るのは第一種のみであるといつてよい。

第一種のもは最も多くの諸書に五人組帳前書として記載されてゐるものである。「徳川禁令考」第五帙所載の「五人組帳前書之事」もこれに属するが、編者は次ぎの如く註記してゐる。

「地方凡例録云、上方關東遠國御料私領共五家ツ、組合ヲ定メ、其内一家ヲ長トシ、是ヲ判頭ト唱ヘ、帳面ヲ御大法之制禁ヲ書記シ、名ヲ認メ調印、シテ毎年支配役所へ出ス、是ヲ五人組帳トイフ、又云、五人組帳前書之御條目今世御代官所村々ヨリ差出ス、文言上方遠國關東支配ニテ文言違ヒアリテ區々ナリト、

今按ニ地方凡例録ニ載スル者五十四條、地方開書ニ六十四條、大成令、教令類纂並ニ七十條アリ、此外尙ホ諸書ニ載スル者アル可シ、所謂文言違ヒアリテ區々ナル者ナリ、今大成令ニ載スル者ヲ抄出シテ左ニ全録ス、蓋歴世ノ法令ヲ包括シテ許裏ニ在リ、鄉村農民ノ一目シテ了然タル者ナリ、云々」

右の引用書目中大石久敬の「地方凡例録」は多くの板本があり、寛政頃の著作である（「日本經濟大典」第四十三卷所收）。その所收の五人組帳前書は第二種に属するもので、五十三條から成る。「地方開書」については所三男氏が「社會經濟史學」第九卷第二號に「寛文版地方開書に就て」と題し紹介されてゐるが、右「地方開書」には五人組帳前書はないやうである。恐らく「禁令考」のいふ「地方開書」なるものは同名異本であらうが、未だ一見する機会を得ない。「大成令」は寛永の頃から寛保の始めに至る徳川幕府の布達書付等を分類編纂したものであるといふ。故にそれは「御觸書寛保集成」と同時代のものであらう。

穂積博士編纂の「五人組法規集」にこの第一種のもを「享保集成絲綸録」より引用収録されてゐる。この「享保集

成絲綸録」といふのは、「御觸書寛保集成」の神宮文庫本の名稱である。（高柳眞三、石井良助兩氏編纂本の序言に従ふ）。従つて「兼日被出云々」に始まる第一種前書は少なくとも寛保頃には完成されてゐたのである。しかし私藏の五人組帳中、元文三年の「武藏國幸手領（不動院野村）五人組帳」及び穂積博士編纂の「元文三年武藏國荏原郡六郷領五人組帳」は何れも右と同文である。そしてその七十箇條のうち、享保十九酉年九月の御觸書を加へてゐるところを見ると、享保二十年以後、元文三年以前の三ヶ年の間で作成されたものと見てよい。要するに百姓に關する重要な法令をその公布に従つて附加して行き、それが地方に依つて區々であつたのをこの頃何人かが集大成したものと考へられる。恐らく當時の代官あたりが作成したのではなからうか。

これに關して武州都筑郡勝田村の天保十三年四月の「五人組前書御條目」の後に注意すべき覺書が附せられてゐる。この前書は前述の第一種のもので、七十ヶ條に三ヶ條を附加し、合せて七十三ヶ條の分である。前述の角筈村寛政六年以降のものと同文である。その覺書は次ぎの如きものである。

前書本文御條目

七拾ヶ條 外附七ヶ條

本文四拾ヶ條 附三ヶ條

追加三拾ヶ條

此 訣

元和元々天保十三寅年迄貳百廿八ヶ年

五人組帳の形式

五人組帳の形式

元和

三年辰

(壹ヶ條)

貳百十九年

寛永

十四年壹ヶ條
十九年六月壹ヶ條
廿未三月壹ヶ條

(三ヶ條附壹ヶ條)

百八十八ヶ年

明曆

三十四年正月十一日

(七ヶ條)

百八十二年

寛文

八申年壹ヶ條
十三丑年壹ヶ條

(貳ヶ條附壹ヶ條)

百七十年

延寶

三卯年三月三日壹ヶ條
七未年十月三日壹ヶ條
二月三日(?)

(貳ヶ條)

百六十二年

天和

三亥年二月貳ヶ條
同 年三月貳ヶ條

(四ヶ條)

百五十九年

貞享

二丑十一月壹ヶ條
四卯四月壹ヶ條

(貳ヶ條)

百廿七年

享保

六丑年三ヶ條同閏七月(壹ヶ條)
八卯年八月貳ヶ條
九辰四月三ヶ條

(九ヶ條)

小以三拾ヶ條

古代五人組御簡條六拾ヶ條、尤附八ヶ條、

同 本文四十ヶ條

附四ヶ條

なほ以下古五人組帳の内容に関する説明が述べられてあるが、今は必要がないから省略する。以上の覺書はそこに何らの説明もついてゐないので、何に依つて右様の分析をしたかも明かでない。しかし極古い五人組帳が本文四十箇條であり、その後享保までに三十ヶ條附加されたこと、その間に全文六十ヶ條の前書(そこにいふ古代五人組御簡條)のこともあつたといふことを示してゐる。今これを明かにするために各箇條の内容を検討し、これを原法文と對照する必要があるが、これは後の機會に譲る。要するにこれに依つて五人組帳前書が漸次に増大し、元文二年頃までに七十箇條に集大成されたものであることが證據立てられ、ばよいのである。この勝田村は代官伊奈半左衛門支配である。

この第一種の五人組帳前書は間もなく二箇條又は三箇條附加されて、かなり多くの村々で使用されてゐる。か的那天保七年に板本となつた山本大膳五人組帳は七十箇條に、さらに七十七箇條を追加し、百四十七箇條とし、その箇條の多い點においては第一であるが、編纂者の民政家としての手腕は疑はれる。徒に箇條を増大して、五人組帳前書の百姓を指導する實際的效果を零に近からしむる愚策である。

さらにこの第一種の前書の存する五人組帳を使用してゐる村落は大體代官支配のところである。大體天保頃以降

幕府自體の方針も天領においてはこれに統一しようとする意圖があつたやうである。一例を探ると、代官山田茂左衛門支配下にあつては、第二種の形のものを採用してゐたが、天保元年奉行所の指令に従つて第一種のものに變更してゐる。即ち武藏國葛飾郡藤塚村、天保二卯年二月の五人組帳に、「從御支配様、御奉行様江御伺之上箇條文言は改正被仰付、五人組帳之儀、去寅年より改ル」として、「兼日被仰出外通」以下七十箇條の前書を記載してゐる。前述の角管村も代官は變更したが同じ變化を示してゐる。

以上第一種の前書は大體外形から容易にその系統を跡づけることが出来るが、第二種及び第三種は外面に現はれた箇條だけでは、容易に溯源することは出来ない。他のところでは數箇條に分かれてゐるものを、唯一箇條に纏めたものもあり、一概に箇條のみを以つて推定することは出来ない。故にそれらの點については、他日五人組帳の内容を比較検討する際に譲ることとする。

金融統制と戦時經濟の推移

金原賢之助

戦時金融統制の種類

近代戦の如く國家總力戦に於いては、國民經濟の全能力を擧げて戦争目的に振向けなければならぬことは、更めて指摘するまでもないのであるが、金融經濟が國民經濟の一半を占めてゐる以上、金融統制は必然戦時統制經濟の重要な支柱たらざるを得ないのである。

この事は、戦時經濟を單に過渡期的體制とみた場合に於いても勿論妥當するものであるが、今日の戦争の特質として長期戦態勢としての國防經濟が實施される場合には、愈々斯く言はざるを得ないのである。

然らば、戦時經濟に於いては、如何なる金融統制が如何に遂行されるべきであるかといふに、先づ前回世界大戰の經驗に徴して、戦時經濟統制が如何なるものであるかをみると、緊急對策としては、モラトリアム（國內に於ける並に外國に對する支拂猶豫及び停止）、金準備の集中保有策、發券制度の改正、割引歩合の低位保持等がある。その